

令和 7 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 3 回 鹿児島県最低賃金専門部会議事録

開催日時		令和 7 年 8 月 8 日（金）10 時 10 分～12 時 29 分
開催場所		鹿児島合同庁舎 第 2 会議室
出席者	公益代表委員（3 名）	川口俊一 瀬口毅士 松本俊哉（敬称略）
	労働者代表委員（2 名）	海蔵伸一 白石裕治（敬称略）
	使用者代表委員（3 名）	岩田英明 千代森修一 濱上剛一郎（敬称略）
	事務局（3 名）	藤原労働基準部長 小城賃金室長 二石賃金室長補佐
議題	1 鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他	
配付資料	1 労働力調査（令和 7 年 6 月分）（総務省統計局） 2 県内企業・業況調査結果（令和 7 年 7 月）（鹿児島銀行・九州経済研究所） 机上配布 令和 7 年度地域別最賃の審議・決定状況	

○ 川口部会長

皆さん、おはようございます。天気の悪い中、また雨の影響、特に霧島地区とか非常に心配されるところでありますけれど、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から令和 7 年度第 3 回の鹿児島県最低賃金専門部会を開会いたします。

まず、本日の部会の成立などについて、報告をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

本日は、公益委員 3 名、労働者代表委員 2 名、使用者代表委員 3 名の合計 8 名の委員にご出席いただいております。定足数を満たしており、本部会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、事務局にて本日の会議の開催に先立ち傍聴及び取材希望について周知を行いましたところ、2 名の傍聴と報道機関 6 社からの取材希望を受け付けており、ただいま待機していただいております。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

本専門部会は成立しているとのことです。これから審議を始めたいと思いますが、今、事務局から話がありましたように、本日は傍聴と取材を希望される方がいらっしゃいます。公労使三者がそろって議論を行う場について公開としたいと思いますので、事務局は傍聴希望者と取材希望者を入室させて、会議資料を配付してください。

〈傍聴者、取材者を案内〉

○ 川口部会長

それでは、議事を開始したいと思います。

まずもって事務局から連絡事項等がございましたら説明をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

座って説明させていただきます。

まず、本日の配付資料につきましては、表紙裏面に記載のとおり、資料1から2までとなっております。最新の経済情勢等の参考資料等を付けさせていただいております。

更に現時点で事務局にて把握している各局の審議、決定状況等を一覧にまとめたものを机上配付させていただいております。

また、本日は、議題に入る前に令和7年度地域別最低賃金改定の目安についての答申に係る伝達について、藤原労働基準部長より説明させていただきます。

○ 藤原労働基準部長

着座のまま失礼いたします。労働基準部長、藤原でございます。

目安答申に関しましては、前回の専門部会で構成などを説明させていただいたところでございます。具体的な内容については後日説明する旨お話ししたところでございますが、これからご覧いただきます中賃会長のビデオメッセージで考え方などについて説明されておりますので、私からは簡単に説明させていただきます。

今年度の目安につきましては、3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すに当たって、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることなどから、全国加重平均として6.0%、63円を基準としてランク別の目安を検討したところでございます。

ランクごとの目安額につきましては、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させることを意識し、消費

者物価指数、持家の帰属家賃を除く総合の上昇率がAランクで3.8%、Bランクで3.9%、Cランクで4.1%となっており、Cランクの上昇が最も高くなっていることや、賃金改定状況調査結果第4表の①②③における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっていることなどの指標を考慮し、下位ランクの目安が上位ランクの目安を初めて上回ることが適当と考え、Aランク63円、Bランク63円、Cランク64円とされたところでございます。

以上、簡単ではございますが、私からの説明とさせていただきます。ビデオメッセージをご覧いただければと思います。

○ 藤村中央最低賃金審議会会長

皆さん、こんにちは。中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

今年度も、目安の位置付けの趣旨あるいは中央最低賃金審議会が取りまとめました令和7年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長である私から直接お伝えする場を設けさせていただいております。今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益委員見解の趣旨について、理解を深めていただきたいというふうに思います。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的としております。

通常の賃金とは異なり、個別の団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討に当たりまして、考慮する要素には様々なものがあるんですが、基本的な考え方をここでお伝えしておきたいと思います。

まずは、最低賃金法は法定の3要素というものを求めています。労働者の生計費、それから賃金、3つ目が通常の事業の賃金支払能力、これを考慮して定めるということとなっております。また、生活保護に関わります施策との整合性に配慮するということも法定されております。

その際、地域間のバランスを図る観点から、中央の最低賃金審議会が目安を示すことになっております。

また、近年は政府の閣議決定に配慮した審議を諮問の際に求められていることから、それも無視できない項目になっております。具体的には中長期の金額の目標、それと地域間格差の是正になります。

次に、目安についてご説明をしたいと思います。

令和5年の全員協議会報告や令和7年度目安小委員会報告に記載されておりますとおり、目安は地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮する観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではな

いことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回る、あるいは目安を下回ることもあり得ると私どもは考えております。

地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌されまして、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上で決定をしていただきたいと思います。

では、今年度の目安のポイントをご説明したいと思います。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づきまして納得感のあるものとなるよう公労使で7回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。

3要素のうち何を重視するかは、年によって異なるわけですが、昨年度に引き続きまして消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視するという点に加えまして、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることにも着目をいたしました。

3要素それぞれの評価ポイントについてご説明をいたします。

まず、労働者の生計費についてです。消費者物価指数の持家の帰属家賃を除く総合を基準に議論を行ってきた、これは昔からそういうふうにしております。それとともに今年度の物価について丁寧に議論をしました。足下の物価上昇の要因として、生活必需品である食料やエネルギーの寄与が全体の約7割を占めている。いわゆるエンゲル係数を勤労者世帯について見ると、近年上昇傾向にあること。令和6年度においては勤労者世帯で26.5%となっており、さらに、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである世帯収入第一・十分位階級では27.5%と、更に高い水準になっていること。こういった点を公労使で確認をいたしました。

しかしながら、食料やエネルギーは昨年、指標としてみた消費者物価指数の頻繁に購入する品目だけに含まれるものではなくて、また、様々な生活必需品の価格が急激に上昇していることに鑑みれば、電気代や携帯電話代を含む1か月に1回程度購入や、そのどちらにも含まれない穀物を含む食料、生活の基礎となる品目を含む基礎的支出項目等の生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を広く確認をし、最低賃金近傍の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断をいたしました。

そういった中で、今年度の議論では、消費者物価指数のどれか1つの指標に着目するのではなく、複数の指標を総合的にみようということになりまして、今年度は持家の帰属家賃を除く総合に加えまして、4つの指標を追加的にみることにいたしました。具体的には、頻繁に購入する品目、1か月に1回程度購入する品目、基礎的支出項目、食料の4つでございます。こういった指標をみながら、持家の帰属家賃を除く総合が示す水準、今年度は10月以降の平均が3.9%でありましたが、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む先ほどの4つの項目の消費者物価の上昇も勘案をいたしました。なお、4つ

の項目の平均の上昇率を順に申し上げますと、4.2%、6.7%、5.0%、6.4%という高い水準になっております。

3要素の2番目、賃金については、連合、それから経団連、日本商工会議所、それに厚生労働省の30人未満の企業を対象としました賃金改定状況調査といった様々な調査で賃上げのベクトルが上向きであることが今年も確認をされております。賃金が上昇しているという流れにも着目する必要性について、公労使の考えが一致したところでございます。

最後に3つ目です。通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解されておまして、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行いました。

支払能力については、実は決め手となる指標がなかなかないわけです。そこで例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、そのほか売上高経常利益率も確認をしております。その際、資本金規模が1,000万円未満の企業が厳しいといったデータや価格転嫁にはまだまだ改善の余地があることは意識したところですが、全体として支払能力は改善傾向にあるというふうに考えました。

さて、今年度示しました目安についてですが、これまでご説明をした点と一部重複いたします。しかし、ここは強調しておきたいので申し上げておきたいと思います。

3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すに当たっては、昨年度に引き続きまして消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視する、それに加えまして、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることにも着目をいたしました。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意をしたところであります。

具体的には、全国加重平均としては、今年度は6.0%、63円を基準として、ランク別の目安額を検討することといたしました。

次に、ランクごとの目安額についてです。

近年、配意を求められております政府の閣議決定では、地域間格差の是正が盛り込まれております。中央最低賃金審議会としても、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要だということを意識してまいりました。

そういった中、消費者物価指数、具体的には持家の帰属家賃を除く総合の上昇率が、Aランクで3.8%、Bランクで3.9%、Cランクで4.1%となっており、Cランクの上昇率が最も高くなっていることや、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっていることなどの指標を考慮すると、今年度は下位ランクの目安額が、上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当と考えました。

具体的には、Aランク63円、率にしますと5.6%、Bランクも63円、率は6.3%、Cラン

ク64円、6.7%といたしました。Ｃランクの引上げ額、引上げ率が最も高くなっているということは、中央最低賃金審議会として、地域間格差是正への配慮、物価や賃金等の指標をみてお示しをしたものであります。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のもも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議に当たって適宜参考としていただきたいと思います。なお、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくために、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータの有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中でありました。これについては早速、労働局に伝達されていると承知しておりますので、適宜参考にされたいと思います。

次に、発効日についてです。

発効日については、10月1日等の早い段階で発効させるべきという意見もあれば、近年の最低賃金の大幅な引上げが続く中、必要となる賃金原資が増大していることへの対応が必要という声も上がっております。

こうした状況に留意するとともに、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使委員の間で議論して決定できるとされていることを踏まえて、引上げ額とともに発効日についても十分に公労使で議論を行っていただくよう、中央最低賃金審議会の公益委員として要望をしたいと思います。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき、公労使で真摯な議論を重ねてまいりました。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考にさせていただいて、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき、公労使による建設的で真摯な議論が行われることを私どもは期待をしております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果にこれからも注目をしていきたいと思います。

以上、私からのメッセージでした。

○ 川口部会長

ただ今、事務局からの説明等がございました。何かご質問、ご意見等ございませんか。よろしいですか。

(質問等なし)

○ 川口部会長

それでは今日の議題に入っていきます。

鹿児島県最低賃金の改正についての審議を進めていきたいと思います。

前は中賃での目安が示されたばかり、前日の夜に発表があったとのことで、双方具体的な金額の提示は示されませんでした。ということで、基本的な考えに関する補足事項及び意見交換等を行ったところです。

前回、次回までに労使双方に具体的な金額等をお示しいただくよう検討をお願いしたところでございます。つきましては、まず労側からその検討結果等を述べていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 白石委員

労働者側、白石です。よろしくお願いいたします。

今回の審議につきましては、やはり今ビデオメッセージでもございましたけど、消費者物価の上昇が続いているということから、労働者の生計費を重視するというのが最初に述べられました。こちらの方も、私どもは消費者物価についてということの頭に入れながら模索しているところでございます。

皆様方の方に第3回の資料ということでお渡ししてもらっていると思います。

最初に1ページ目の最初を開いてもらいまして、これの出所は九州経済研究所の月刊誌KERからということで、暮らし向きなどに関する調査結果についてということで出ておりましたので、持ってまいりました。

現在の暮らし向きについては、悪いというのとどちらかという悪いという回答が合計44.3%と最も多く、次に普通44.2と。そして、良いとどちらかというが良いが11.5%の順になっているということで、現在の暮らし向きのDIはマイナス32.8と、前回の調査より14.9%大幅に下落したと、将来の経済的な不安要素については、物価上昇が81.8%と最も多くて、次に医療が続いています。そして、1年前と比較した家計収入については、変わらないが44.7%と最も多くなっています。そして、その下、1年前と比較した家計支出については、増えたが81.7%となっております。

この詳細につきましては、前回のときに、鹿児島の暮らし向きは悪いんだという南日本新聞さんの記事を報告したところでございます。

次になります、やはり生計費というところから見ますと、やはり物価高ということで、労働局の方から鹿児島市の消費者物価の方を、本資料の中にもございますが、その中から総務省の2020年度基準にしました消費者物価の指数から計算してみました。食品など日々生活に欠かせない品目の物価は全国を上回るペースで上昇したことから物価上昇の負担は大きいと書かせてもらいましたが、その中でこの指標ですが、中賃の中で、昨年と比較した場合に、24年の10月から25年の6月までと同時期の23年10月から24年6月の平均値を取りまして、中賃の方でもされているようです。

これを鹿児島に置き換えた場合、特に鹿児島の場合、食料がこの期間内は今年度が

9.7、昨年度が平均で4.9、差としまして4.8、同年同月比で上がっているということで、食品の上げ幅が大きいということと、その下に生鮮食品ということで謳っておりますが、これも同様に今年度が20.9、昨年度が12.3、差が8.6と、これも昨年より大きく伸びています。

次のページですが、穀物ということで今年度が30.2、昨年度が5.8、この差が24.4と異常値と言えるほどの数字が出ているということで、やはりこの穀物のところが生活を圧迫しているのかなと思っております。そして、肉というところでいきますと、同様に、8.1と2.7、差が5.4となっております。次に果物が21.9、昨年度が16.5、差が5.4となっておりますし、また、光熱水道費を見ますと、今年度が8.2、昨年度がマイナス4.6、差が12.8となっております。

消費者物価は全体的に高いんですが、特に高いものを抜いて、今、説明させてもらいました。最低賃金近傍のところでいきますと、食べ物、そして光熱水道というところはやはり負担が大きいということで、再度資料を提出させてもらっております。

次のページになりますが、同じく総務省の家計調査から引っ張ってまいっております。

まず、最初に鹿児島市の1か月の収入と支出ということで、3年遡りまして、2024年、2023年、2022年という形ですが、支出の方が年々と伸びていることと、下にそのエンゲル係数も載せておりますが、エンゲル係数も高くなっているということで、やはり負担が増えているのかなと思っております。

その下が全国版の年間収入による1世帯当たりのということで、同じく3年間分載せておりますが、平均でいきますと、支出が300,243円という形になっております。やはり3年前に比べると金額は上がると。その中で、鹿児島市のデータは取れなかったんですが、全国版にいきますと、ここの収入ベースで今、最低近傍の年収の低いところのデータを出しております。200万未満、そして200万から250万と、これは、データの的には50万単位でずっと1,000万以上のところまであるんですが、最低賃金ということで年収の低いところで見えますと、やはり少しずつではございますが、年収の多いところと平均と比べると、最低賃金の少ないところが負担が大きいという形になります。

それと同様にエンゲル係数を示しております。色付けになっているところなんですが、エンゲル係数も、2022年から2024年、全国でいきますと、26.6から昨年度が27.8、そして28.3と年々高くなっていることと、その下に200万未満、そして200万から250万という形で載せておりますが、やはり平均よりも年収が低いところをみますと、年収が低いほど平均値と比べてエンゲル係数が高くなっていることが読み取れるんじゃないかなということで資料を持ってまいりました。

次に、鹿児島県のホームページから、物価情報という形で前回もお示ししましたが、また、4回前までの資料、平成7年の1月、そして6年の7月、6年の1月、5年の7月分ということで過去に遡って4回分出してありますが、鹿児島県内、本土平均値

と、右側の方は離島の平均値という形で、各調査結果の日もまたいでおりますが、全体的に離島の方が、相当高くなっているということで、鹿児島は、離島を含んでいるということで、やはり離島の物価の方が平均値より高くなっているということは、離島を含めたところで水準を決めていかなければいけないし、配意していかなければならないというふうに思っております。

やはり離島の方の物価が高い、そして、離島ほど高いということは生活が苦しくなっているということが手に取るように分かるということで資料を持ってまいりました。

最後の方になります。連合のリビングウェイジということで持ってまいりました。昨年度も持ってまいりましたけど、連合のリビングウェイジというのは、連合は独自に調査しておりまして、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準ということで、独自に算出しております。

これでいきますと、鹿児島は地賃のCランクの真ん中ほどにありますが、色付けしてあります。鹿児島での生活には最低1,080円必要であるということです。そして、自動車を持っている場合は1,380円必要であるということが、連合独自の調査で確認されております。

やはり今年度は、消費者物価の上昇も踏まえて生計費を重視するということをごちらの方は考えておりますので、よろしくお願いいたします。

前回お示しした中で、特に生計費という中で物価高がということでしたので、物価高のところを中心に今日は資料を持ってまいっております。

資料の説明は以上でございます。

目安についてですが、労働者側としては、物価高の影響というところで見ますと、鹿児島は特に食料品など生活必需品が直近でも著しく高くなっている。特に穀物は異常値であり、今後も物価上昇は当面続いていくだろうということが前回の報告でもありましたけど、新聞記事にもありました。7月、8月とまた品目が上がって家計を圧迫していくんじゃないのかなということも踏まえまして、最低賃金近傍で働く労働者の生活の安定を考慮しますと、食料品の、今現在出ています9.6%程度は必要じゃないかと思っております。この9.6%で換算しますと、953円掛ける9.6%で91円という数字が出てきました。

そして、前回お示ししましたが、ハローワークの募集賃金との乖離ということで、鹿児島の求人賃金の下限が1,040円になっております。この1,040円との差額が87円。

そして、今、説明しました連合のリビングウェイジは1,080円からということで、差額が127円という数字が出ております。

そして、地域間格差の是正ということで、骨太方針の2025の方で出ておりますけど、現在の東京都の地賃とは差が210円ございます。そして、全国平均でも102円と。消費者物価の地域差、東京と低い鹿児島では約1割程度ということで、これは住宅費を含

んでいると。そして、食品・エネルギーといった必需品でいえば、生活のコストは大都市とさほど変わらないのではないかと考えておりますし、また、都市部への労働力を都市部へ出さないと。そして、地方中小の零細企業への影響に拍車をかけているのではないかという観点から見ますと、今、東京と全国平均を言いましたけど、Aランクの平均が1,112円で、ここには159円の開きがございます。そして、Bランクの平均は995円で、ここの差が42円となっております。

そして、今、鹿児島の消費者物価の中で離島の説明をさせていただきましたが、鹿児島は多くの離島を抱えておりまして、物価は本土よりも高い数字になっていることから、やはりそこにも配慮しなければならないのではないのかと考えております。

そして、最後に引上げ額についてでございますが、中賃の目安決定におきましても昨年に引き続き消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視し決定するということです。

以上のことを総合的に勘案しまして、Cランクの目安を上回る金額が必要ではないかということから、Cランクの目安の引上げが現在64円、6.72%となっており、ここに2.5%上乘せをしまして9.22%で88円、88円引き上げて1,041円を提示したいと思しますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただ今、労側からの金額提示、そして、金額提示に関わる経過説明等がございました。委員の皆さん、何かご質問、ご意見等ございますか。

(質問等なし)

○ 川口部会長

とりあえず労側の説明として、金額提示が1,041円ということであったということです。それでは続きまして、使用者側はいかがでしょう。

○ 濱上委員

使用者委員、濱上でございます。

3種類、一枚紙で新聞の切り抜きでございます。

それから、中小企業団体中央会さん、それと、商工会連合会さんの最新の景況についてという3つの資料でございます。

非常に物価が上がってきているということで、今回の中賃の目安が生計費を重視した、

そこは一応納得いたしております。我々もいつも申し上げておりますけれども、最低賃金を引き上げていくことには異論はございません。引き上げていくべきだというふうに思っております。

ただ、その上げ方というのは、やはり持続可能な引上げ幅でないといけないのではないかとことです。要するに通常の事業の支払能力、事業者側はそういった原資がないと引き上げたくてもできないわけですので、生計費も重視するということですけれども、やはり通常の事業の支払能力というものもきちんと見ていきたいと。上げられるところは上げていただきたいんですけれども、やはりどうしても厳しい支払能力、賃金を上げる余力に乏しい企業も多々あるということでございます。

その支払能力ということで、まず新聞の一枚紙ですけれども、景気は緩やかに回復しているということがこのところずっと鹿児島では続いているんですけれども、左のほうに中小起業家同友会さんという経済団体があって、ここは会員が450社で回答が83社とちょっと少ないんですけれども、ここの業況調査によると、3期連続悪化、売上げ大幅減ということで、非常に厳しい状況だということを書いてございます。

それから、その横に鹿児島銀行さんが毎月1日に発表した資料ですけれども、今日いただいた資料、これですけれども、5ポイント悪化ということで非常に厳しい状況になっているということ。

それから、その下ですけれども、同じ日に発表された賞与についての数字です。非常に気になるのが、KERさんが賞与について支給額を増やす余裕がなくなりつつあり、企業が息切れしている様子がうかがえると分析をされています。県内企業息切れかと。非常に気になるものですから、ちょっとご紹介をいたしました。

それから、県内景況についてということで、鹿児島県中小企業団体中央会さんの最新の数字でございます。前月比、それから前年の同じ月と比較しての景況感を皆さんに聞いています。中央会さんはDI値の比較を矢印で表現をしていらっしゃるんですけれども、ご覧のように、前月比較にしても、前年同月比較にしても、上向きの矢印がありません。よくて横ばい、あるいは下降というデータになっています。

それから、2枚目はその職種別のものです。それから、今回、特に3枚目、4枚目、5枚目、これが実際の事業者側の皆さんの、ある意味、生の声でございます。自分の社の存続、それから雇用の維持を最優先にいろいろ取り組んでいらっしゃるんですけれども、そういった生の声を確認していただきたく、皆様方に今お示しをしたところでございます。詳細はご説明いたしません。

それから、商工会連合会さんの中小企業景況調査報告書というのもあります。DI調査なんですけれども、ここはお天気マークでご説明をされております。県内産業別業況DI、7年4月から6月期、その表の下から二つ目です。製造業、建設業、小売業、サービス業、建設業は晴れマークが見えております。ただ、製造業、小売業、サービ

ス業は深いマイナス、雨マーク。

それから、来期見通し7から9月につきましては、製造業については改善、サービス業も改善ですけれども黒三角、建設業もやや陰り、小売業はマイナスが深くなっているという状況でございます。

この商工会連合会さんの資料につきましても、製造業、建設業、小売業、サービス業、それぞれ個別のD I 調査の結果が2ページ、3ページにあります。そこに事業者の皆さんの生の声をご紹介しているところでございます。一つ一つ紹介はいたしませんけれども、非常に雇用維持を目指して懸命に努力する、そして、何とか人手不足を補うために、ぎりぎりの中ですけれども、捻り出して人を雇っているという表現もございます。

数字をとということなんですけれども、中賃の具体的な説明資料そのものはいただいていたんですけれども、実際、本日、会長の生の声を聞いて分かった部分もありました。やはりいろいろ判断するのにまたいろいろ判断材料が増えたなというふうに思っております。

それから、賃金格差といいますか、地域間格差の話も出ました。他県の状況というのも出てきています。他県の状況を見てみますと、目安どおり、あるいは目安にプラスというデータが続出しています。それをどう我々が見るのか。

それから、支払能力を重視するというふうに言っています。中賃の会長も言っていました。やはり支払能力を一番合理的に説明しているのが第4表であるということを書いてらっしゃいました。第4表のCランクを見ると3.1%という数字が出てくるんですけども、この数字を953円に当てはめると非常に低い数字になる。それを我々がそのまま出していいものかどうかという非常にためらいもあります。

やはり数字を出すからにはきちとした裏付けがないと失礼に当たりますので、今日また新しい判断材料が出てきたということ等も勘案しまして、今日につきましては数字をお出しできない状況であることを理解していただきたいというふうに思います。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただ今、使側からの説明がございました。

金額の提示は今日は難しいということで、今の検討状況などの報告でございました。

改めまして、労使ともに報告、説明が終わりましたが、皆様方の方から何かご質疑、ご意見等ございますか。

(質問等なし)

○ 川口部会長

公益の方から何かご質問、ご意見等ございませんか。

○ 千代森委員

使側の千代森でございます。

今、濱上委員の方から景況関係のデータの御説明をさせていただきました。私の方では、今週月曜日にちょうど離島を含めた各商工会の皆さんと、最近の景況とか会員事業者の経営状況等について聞き取れる機会がありましたので、もしよろしければこの場で紹介させていただきたいと思います。

南薩地区のA商工会の意見です。物価高や円安、金利上昇の影響で生産投資コストが増加しており、小規模事業者の経営は依然として厳しい状況が続いている。加えて深刻な人手不足も経営を圧迫している。人材確保のために賃上げを行おうとしても、大企業に比べて余力が乏しく、対応に限界があります。

それから、始良、霧島、伊佐、湧水地区のB商工会からはこういった声です。卸小売業者は仕入れ単価が高騰しているものの、販売価格への転嫁できていないところがある。小規模事業者にとっては、人手不足に輪をかけて最低賃金の上昇に戦々恐々としている事業者がたくさんいます。

同じく同地区のC商工会から。飲食業者では依然として最低賃金の上昇及び調味料等の物価高騰の影響を受け、利益確保が難しい事業所や価格転嫁になかなか踏み切れずにいる店舗が多い。全ての業種において物価の高騰、人件費の高騰を受け、管内の中小・小規模事業者も利益を圧迫され、非常に厳しい業況であるという事業者が多い。今後もアメリカからの関税の影響やさらなる人件費の高騰、増税なども予想され、地域の中小規模事業者は苦しい状況が続く。

同じく同地区のD商工会。飲食店は食材や人件費等の増加により提供メニューの値上げに踏み切ったが、長年お越しいただく地元のお客様が減少していく不安があります。市内における商工業の景況は依然として光熱費や原材料価格の高止まりが続いており、ほぼ全ての業種で利益が圧迫されています。とりわけ飲食業・小売業では価格転嫁の必要性が一層高まっており、消費者に割高感を与えずに利益を確保するための価格設定が課題となっております。

同じくE商工会からは、土木工事業者によると人材不足や材料費等の単価上昇が顕著。売上高は増加しているが、物価高のほか賃金アップによる人件費増加も重なり、利益確保が難しい。また、飲食業者、これは居酒屋でございますが、仕入れ単価の値上が

りにより薄利状態。しかし、利用頻度や客単価を維持するために安易に価格転嫁はできない。資金繰りも悪化しています。

北薩地区のF商工会。物価高騰により利益確保が難しくなっている業種が多く感じられる。それに伴い運転資金として借入れをする業者が設備資金需要よりも多くなっている。コロナ資金での返済が滞るといった状況の方々の相談も受けております。

大隅地区からのG商工会。地域内の経済は下降期に入ったように見られる。また、賃金引上げによる固定費の上昇など管内小規模事業者の影響は大きく、厳しい状況が続いており、コロナ貸付けの返済開始による倒産・廃業も見えてきた。価格転嫁についても大手企業の価格据置きにより消耗戦に入っている分野もある。また、最低賃金引上げによる人件費の増加に加えて、パートを中心とした働き控えにより稼働率が減少する事業者も見える。卸売・小売業では商品価格の転嫁、値上げにより売上げは横ばいであるが、利益は大きく減少している。特に価格転嫁後の購買控えが顕著に表れている。

同じく大隅地区からのH商工会。燃料費、原材料費、光熱費の高騰といったコスト増加が全業種にわたり収益を圧迫しており、零細・小規模事業者の経営に深刻な影響を与えている。製造業でも同様。価格転嫁が難しい。

離島の方のI商工会からは、最低賃金引上げや物価高騰の影響で粗利益を圧縮。価格転嫁に踏み切れていない事業者も多い。コロナ禍の借入であるゼロゼロ融資の元金返済が昨年からは開始され、毎月の資金繰りについて困窮している。特に飲食業が顕著。

同じく離島のJ商工会。物価上昇や人件費増加のあおりを受けており、商品やサービス値上げを行っている事業者も多いが、物価高騰に追いついておらず、収益改善に至っていない。

などなど、今、一部の声をご紹介しました。業況の出ている数字もありますが、こういった最近の生々しい声というものについて、十分配意をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

使用者側、千代森委員からの補足説明でございました。

千代森委員、今の文書はないんですかね。

口頭による報告のみですか。

○ 千代森委員

はい。

こういった会議で聞き取った内容になります。

○ 川口部会長

それは、文書での整理もまだされておられませんか。

○ 千代森委員

そうですね。

○ 川口部会長

ほかにご意見、ご質疑等ございますか。よろしいですかね。

(質問等なし)

○ 川口部会長

それでは、労使お互い、現時点における検討結果をお示しいただいたところでございます。

ただ、この場で三者での議論というのは尽くされた感といいますか、これ以上難しい部分もあると感じているところでございます。

それでは、これから二者協議、公・労協議、公・使協議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 川口部会長

ありがとうございます。

それでは、二者協議の方に入ります。この協議の移動はどうされますか。

○ 小城賃金室長

1階の方の2部屋に我々が移動します。

○ 川口部会長

そっちのほうでいいですね。

今日、取材、テレビ局が多いということを予定しておりまして考えておりました。

二者協議の会場を、1階の第1会議室の方、私たちのほうが動く形にさせていただきます。そして、もう一者の控室を同じく1階の研修室とさせていただきます。

したがいまして、傍聴者、取材関係者の方々はそのままこの会議室を控室としてご使用いただいて構いません。ご待機ください。

そして、公労使による三者協議を再開する際は、改めてまたご連絡して、ここで再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず公益と労働者側の協議の方をお願いしたいと思います。公益・労働者側は1階の第1会議室に移動をお願いいたします。使用者側は1階の研修室で待機をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

<二者協議>

○ 川口部会長

それでは、議事を再開したいと思います。

ただ今、労使双方、二者協議においてご意見等をお伺いしました。労におかれては、一応金額の提示とそれに至った経緯、そして、お互いの公益との意見交換、そういったことを通して議論を深めたわけでございます。そして、他方、使用者に関しては、まだ金額の提示額ができないということで、その経過及びこれからの考え方等も含めてお伺いして、意見交換を深めてまいりました。

考え方が共有できる部分、共通する部分も多々あります。他方、相入れない部分も当然かなりあるわけでございます。これからお互いどれだけ歩み寄れるかということでまたご検討いただいて、是非、次、第4回の専門部会に臨んでいただければと考えております。

ということで、最後に事務局から連絡事項が何かございますか。

○ 二石賃金室長補佐

次回なんですけれども、8月19日火曜日、午前10時から開催いたします。

会場は本日と同じこの会議室となります。よろしくお願いいたします。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

それでは、これにて部会を閉会といたしたいと思います。